

第 213 回統計委員会 議事録

1 日 時 令和 7 年 1 月 17 日（金） 10:00～11:13

2 場 所 総務省第二庁舎 7 階大会議室及び Web 会議

3 出席者

【委 員】

椿 広計、津谷 典子、會田 雅人、清原 慶子、久我 尚子、佐藤 香、白塚 重典、
菅 幹雄、富田 敬子、櫛 浩一、福田 慎一、二村 真理子、松村 圭一

【臨時委員】

宇南山 卓、小西 葉子、清水 千弘、中川 郁夫

【幹事等】

総務省政策統括官（統計制度担当）、内閣府経済社会総合研究所次長、
内閣府大臣官房政策立案総括審議官、農林水産省大臣官房統計部長、
日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：谷本室長、田村次長

政策統括官（統計制度担当）：山田総務省大臣官房審議官

重里統計企画管理官

栗原統計品質管理推進室参事官

4 議 事

(1) 諮問第191号「建設工事統計調査の変更について」

(2) 部会の審議状況について

5 議事録

○椿委員長 おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから第213回統計委員会を開催いたします。令和7年の最初の委員会となります。本年もどうぞよろしく願い申し上げます。

本日も会議の時間を短くするため、事務局による議事と資料の説明は省略とさせていただきます。本日の議事は議事次第のとおり、諮問及び部会報告を予定しております。

○谷本総務省統計委員会担当室長 本日も事務局にてウェブ画面上に資料を投影させていただきます。つきましては、委員の皆様方、説明者及び質疑対応者などにおかれましては、御発言の際には必ず資料名、それからページ番号を冒頭にお示しいただけますよう、よろ

しくお願いいたします。

また、御質問される方、御回答される方双方におかれましても、御発言の際には冒頭御自身の名前をおっしゃっていただきますよう、お願いいたします。スムーズな会議運営に向けて、何とぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

○樫委員長 それでは、議事に入らせていただきます。

諮問第191号、建設工事統計調査の変更について、総務省政策統括官室と国土交通省から御説明をよろしくお願いいたします。

○植松総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官（経済統計担当） よろしくお願
いいたします。総務省の統計審査官の植松です。本日はよろしくお願
いいたします。

今回、国土交通省から建設工事統計調査の変更の申請をいただいております。総務省と
いたしましては諮問という形で御審議いただければと思っております。

早速、資料のほうを説明させていただきます。資料の1-1と1-2が総務省の諮問の
資料です。後ほど1-3につきましては国土交通省のほうから御説明させていただければ
と思えます。

それでは、諮問の概要の資料1-1に基づきまして説明させていただければと思えます。

まず1ページ目、調査の概要です。調査の概要につきましては御承知の先生も多いかと思
いますので、簡単にですが、まず、後ほど全体を通しての課題の中で少し触れる箇所が
ありますので、調査対象が建設業法に基づく許可を受けて建設業を営む方が対象になっ
ている、上から3番目ですが、調査は、年次調査、月次調査で構成されており、両方とも該
当する変更がありますので、こちらのほうを御覧いただければと思えます。

それでは、2ページ目に移りまして、主な変更の内容について説明させていただきます。
3つあります。1つ目が、調査の方法につきまして、オンライン調査ですが、e-Gov
の廃止、2つ目が、年次のほうの建設工事施工統計調査につきまして実施期間の延長、3
つ目が、月次の受注動態調査の調査票様式の変更、以上の3点であります。

それでは、3ページ目の最初のオンライン調査の関係です。こちらにつきましては、下
のほうにも図が付いておりますが、箱でいいますと点線の囲みがあります。こちらの上の
ほうの箱に書いてあります。オンライン調査は、幾つかの手法がありますが、e-Gov
という政府の行政のプラットフォーム、それと連携した国土交通省独自のオンライン申請
システムというものがあまして、令和7年1月に受付が廃止ということです。

それで、この点線のところを削除して、その上の国土交通省の令和6年度から使用して
いる独自のシステムでありますオンライン調査システム、それとe-Survey、こ
れは統計調査全般が載っているプラットフォームですが、こういったものが既に導入され
ていますので、こちらのほうにシフトしていくというような内容であり、変更自体は赤線
囲みの廃止、停止ということです。

それから、4ページ目をお開きください。4ページ目が実際の回答状況です。今申し上
げましたとおり、e-Surveyのほうに徐々に移ってきており、令和6年度の数字は
こういう形です。月次、年次両方ともがこういった形になってきているということで、e
-Govでの回答自体は減ってきていて、先ほど一番上にありました国土交通省の新シス

テムがこの10月か11月から入ってきているということで、それも数がカウントされてくるということであり、シフトされてきているということです。

それから、国土交通省で、関連の統計調査が幾つかあります。こちらにつきましては、自動車輸送統計調査をはじめとした幾つかの調査が、やはり仕組みの廃止に伴って調査の変更が既に進められております。こちらは集計結果等々に大きな影響を与えないということで、既に軽微というところで整理いただいております、承認はさせていただいている状況です。

それから5ページ目です。こちらは、2点目の変更点です。年次の建設工事施工統計調査の実施期間というのが、従来はここにありまして毎年7月いっぱい、7月1日から31日でした。こちらにつきましては、事業者が実際に回答いただく際に、こういった経営事項審査の申請時期と重なっているということであり、あるいは近年、建設業界の担い手というところもなかなか確保が難しいというところがあって、回答がこの期間で難しくなっているという状況があるということです。

次に別の話になりますが、先ほど御覧いただいたオンライン調査の回答率については着実に増えてきているという状況です。調査は、自治体を経由してくる調査ですが、オンライン調査の場合は国に直接来るということです。審査あるいは疑義照会といったところの取り掛かりが早くなってくるということであり、作業自体はオンライン調査が増えれば、この7月から9月という期間に変更するということでも集計・公表には影響を与えないということです。ということで、こちらは7月の1か月間から、7月から9月までの変更を行いたいという内容です。

続いて、6ページ目に移らせていただきます。6ページ目は建設工事受注動態調査、月次の調査の調査票様式の変更です。こちらにつきましては統計委員会にも御報告させていただいておりますが、誤り報告があったという事案の関係です。

具体的に申し上げますと、統計品質改善会議の御指摘も幾つか御議論あったと承知しておりますが、結局、その月、受注した月だけ書けばよかったというものを、引き続き継続して御記入いただいてしまったというところであり、それを注意喚起、防ぐという意味で、この調査票の右側の囲みのところに実際の対象となる受注年月を記載する欄を設けるといった内容です。これによって誤報告の防止を期待するというような効果を考えておるところです。

併せまして、下の注意書きです。こちらは既に調査票の修正がされているところですが、さらにこの囲みのほうに変えたいということで、「受注（契約）」のところを「受注高」と、より適切な表現に変えるというところですが、これによって調査票上の平仄が合っているとといった内容です。

それで、次のページが実際の調査票の全体像です。調査票の冒頭に、いろんな期間が混在しているので、分かりづらくて恐縮ですが、まず、調査の対象となる月について、一番上に都道府県側で御記載いただく欄があります。それから、その右側には回答期限の欄があり、例えば、ここにある例だと、4月分の調査ということですが、こちらは5月10日に提出期限というところで、ここがまず書かれています。次、該当の箇所は下の令和7年4

月分というところですが、ここに改めて報告者の方にも書いていただく、そういった内容です。そういった意味で、こことここが一致してくるということで、より注意を喚起するとか、そういった効果を狙っているということです。以上、変更点です。

基本的に、論点が4つぐらいあります。まず、1つ目がオンライン回答のe-Govを利用した調査票受付の廃止の周知であり、どのような対応がされているかといったところ

です。それから、2番目、3番目につきましては実施期間の変更のところ、国土交通省から後ほど御説明があろうかと思いますが、オンライン回答が進展していくということで、公表時期に影響がないという御説明がありました。このオンライン回答の推進が重要になってまいりますので、そういった推進の話、あるいは周知した場合での対応の話ということです。最後に、受注年月について正しい報告をいただくための調査票の工夫についての論点があるということで、総務省といたしましては以上の点ですが、おおむね適当ではないかと考えている状況ですが、今後、例えば調査票等につきましては、記入状況あるいは報告者の御意見を踏まえて、より正確な御回答をいただくことが可能となるような工夫を引き続き検討いただくといった点もあるのではないかと考えております。

それから、9ページ目、10ページ目は若干違う話ですが、前回答申における今後の課題ということです。こちらは後ほど国土交通省のほうで詳細な説明がありますので、簡単に触れさせていただければと思いますが、前回の答申が平成23年9月であり、その中で3つ指摘がありました。その後、国土交通省において、建設工事統計調査検討会という有識者会議で一定の検討がなされているということです。

3つあるうち、1つ目が、建設業の主業と許可業者という話です。かなり許可業者自体は多く、主業というところで絞ってくると、複数の許可を持つ業者では、どちらが主なのかという議論があったということで、その主業の決め方というのが1つ目の論点です。

それから、2点目は標本設計ですが、こちらにつきましては今回の誤り報告の中でも議論が少しあるやに聞いております。

それから、3点目は行政記録情報の活用です。これにつきましては既に欠測値補完という形で一部進んでいるというところであり、以上を踏まえると、1と3については一定の整理、2点目が今後引き続きという部分もあるのかという状況です。

それから、10ページ目は公的統計基本計画への対応状況ですが、こちらは業務マニュアルの改善ということで、こちら委員会のほうにも御報告させていただいております。こういったところは引き続きやっているというふうに承知しております。

以上が諮問の御説明ということです。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○**椿委員長** 引き続き、国土交通省のほうから御説明よろしく申し上げます。

○**鈴木国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長** 国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室の鈴木と申します。本日はよろしく申し上げます。

それでは、資料1-3を御覧いただき、この資料で御説明をさせていただきます。先ほど総務省からお話がありました建設工事統計調査の変更について、事前にいただいた御意見を踏まえた御説明という形になっております。

まず、1ページを御覧ください。(1)受注動態統計調査におけるe-Govの回答受付廃止の周知については、既に周知済みですが、令和7年度調査においてももしっかり周知徹底していきたいと思っております。

次に(2)です。施工調査におけるオンライン回答について、令和7年度から運用開始予定ですが、その際、まずは全ての回答者に対して同システムにより回答することを依頼する予定です。ただ、オンライン回答がどうしても困難という回答者に対しては、紙の調査票を別途送付することを検討する予定です。

また、来年度に督促を行う際には、オンラインにより回答するよう促すことを考えております。

(3)施工調査における集計・結果公表については、2ページ以降で御説明させていただきます。

(4)今後の動態調査票甲については、先ほど総務省からも話がありましたが、必要に応じて、より回答しやすい調査票の在り方を検討していく予定です。

続きまして、2ページを御覧ください。先ほどの(3)施工調査における集計・結果公表についてです。今回、回答期限を2か月延長させていただくことを考えておりますが、2か月延長しても集計と結果の公表を従来どおり実施できる理由を御説明します。

まず①です。施工調査の令和6年度のオンラインにおける回答数を時系列的に集計したグラフでは、全体の回答数に占める7月中の回答数の割合は約9割弱でした。また、7月中の回答数の内訳を見ると、上旬と下旬の回答数の割合がそれぞれ約4割を占めている状況が分かります。

次に②です。これは参考となりますが、調査期間が7月から9月までの土地保有・動態調査というものがあり、この調査の令和4年度の回答数を時系列的に集計したものです。これは全体の回答数に占める7月から9月までの回答数の割合は約8割であり、そのうち8月前半の回答数が最も多く、それ以外の時期の回答数は8月前半の回答数のおおむね4割程度というような数字が分かっております。

続きまして、3ページを御覧ください。③回答期間の延長に伴うリマインド・督促の方法についてです。具体的な督促方法として、令和7年度には回答期間が3か月になることを踏まえ、回答期限前ではありますが、前回調査の回収状況を踏まえ、8月頃に一部の未回答者に対して督促のはがきを送付することを検討しています。

その後、回答期限の9月末になっても未回答の者に対しては督促のはがきを送付することを検討いたします。さらに、10月頃の状況においても未回答の者に対しては電話で督促を行うことを検討します。このように段階的に督促をしていく方法により、前回調査よりも効果的なリマインド・督促を行いたいと考えております。

最後に④です。従来どおりの集計・公表が可能かについてです。施工統計では都道府県別データを都道府県に疑義照会・審査していただき、全国データとして統合するまでの期限を11月から12月頃までと計画しております。その後、全国データの審査・集計・分析・帳票の作成を行い、翌年の3月までに公表するというスケジュールで考えております。

現行では、各都道府県が回答期限後の8月末までに審査などを行い、それを経た調査票

を国土交通省に提出いただいております。国土交通省は各都道府県から提出された紙の調査票の電子化と疑義照会を9月から11月頃までに行い、その後、都道府県別データを統合した全国データを11月から12月頃までに作成しております。

令和7年度から独自システムのオンライン回答が導入されれば、紙の調査票の回答数が従来よりも低下することが想定されます。これに伴い、9月の回答期限後の疑義照会などに要する期間は1、2か月程度と見込んでおり、その後の11月から12月頃までに全国データの作成が可能であると見込んでおります。

このため、回答期限を2か月延長した場合であっても、全国データの作成までの目標時期はあまり変わらないことになり、従来どおりの集計・公表の維持が可能となると考えております。

なお、先ほどの参考で示させていただきました令和4年度の土地保有・動態調査などの回答状況を参考にすると、変更後の回答期限である9月頃に回答が集中するというのは可能性が低いのではないかと考えております。

続きまして、4ページを御覧ください。ここからは今回の変更の話からは少し離れますが、平成23年9月にいただいた前回答申における今後の課題への対応状況について御説明いたします。国土交通省において、建設工事統計調査検討会という検討会を設置し、平成26年度に検討の結果をまとめておりますので、その内容について御説明します。

まず、標本抽出時に割り振る際の建設業者の主業の決定方法について改善を行う余地があるのではないかとこの点です。これについては、まず①当時の直近の施工調査結果において、主に層化の業種と表章の業種が合っているかどうかということを確認しました。

次に、②経済センサスの調査結果については、センサス上の業と、施工統計調査における業を比較検討しました。

最後、③利用可能な行政記録情報としては、具体的には、建設業法に基づき提出される施工高を利用し、業種と当該業種における施工高が高いかどうかということを確認しました。これらを検証した結果、昭和57年以降の状況の変化におおむね対応できていることを確認しまして、平成26年度における結果としては、現状を維持するというような結論に至っているところです。

続きまして、5ページを御覧ください。標本設計の見直しについてですが、これは標本の抽出層が非常に多いということなどから、見直しが必要ではないかという点です。確かに御覧のとおり、施工調査においては全体の層が約7,000程度あり、これが多いのではないかとこの御指摘だったと思います。

これについては、一部の層の数を減らすように変更するという検討結果になっておりますが、システム改修に伴うコスト等の諸課題があったことに加え、平成28年度統計法施行状況に関する審議結果報告書において指摘された建設工事施工統計調査の欠測値補完にもっと注力すべきではないかという御意見があり、これを踏まえた検討を行っていたため、上記の標本設計の見直しについての対応は見送られておりました。

ただ、後ほど御説明しますが、建設工事統計調査の標本設計や層化区分の在り方については、当省で設置している統計品質改善会議において、建設産業の状況の変化を踏まえて、

業種区分や資本金階層の区分の在り方が適切かどうかを抜本的に検討すべきではないかという御意見をいただいたので、今後同会議において論点を整理していく予定となっております。

続きまして、6ページを御覧ください。行政記録情報の活用の検討になります。行政記録情報の電子化については、平成26年度の検討結果では、現状としては非常に厳しいという結論を得たところですが、その後、状況が変わり、施工調査において、令和3年度調査より調査対象業者が経営事項審査を受けている場合には、欠測値補完にそのデータを活用しております。加えて、令和5年4月より、調査対象業者が建設業許可に係る財務諸表等を電子申請により提出している場合には、当該財務諸表等を欠測値の補完に活用しています。

最後になりますが、7ページを御覧ください。昨年、受注動態統計調査において一部の報告者から誤りがあり、統計値の訂正ということがありました。これを受け、昨年12月に公表した建設工事受注動態統計調査の誤報告対策に関する中間整理（概要）を紹介させていただきます。

内容は3本柱であり、国土交通省に設置している統計品質改善会議の有識者の先生方からも助言をいただきながら取りまとめたものです。

まず1の正確な報告です。回答者への対策となります。回答者に正確な報告をいただけるよう、調査票及び記入の手引きに当月の受注高のみを記載する旨の注意書きを書くとともに、今回の変更にあるとおり、調査票に受注年月を記載する欄を追加することを考えております。

また、令和7年度から独自のQRコードオンライン回答システムを本格的に運用開始することとしておりますが、過去月と同額の受注高が入力された場合などにはアラートが出るような機能を導入することとしております。

次に2の誤りの発見です。これは国土交通省側の対策です。誤りが発見できるよう、国土交通省の集計システムにおいて、過去月と同額の受注高が入力された場合などにチェックする機能を整備しております。

また、疑義照会の方法を具体化したマニュアルを整備し、疑義照会結果の記録を統一的に整備・保管することなどにより調査内容を充実することとしています。

最後に3の安定的な推計です。これは安定的な推計となるよう、不安定な推計値、具体的には、ある層化区分において高いシェアを持つなどですが、こういったものがある場合には平均的な値となるよう補正を行い、さらなる精度向上、統計の安定化を図るということを考えております。

また、統計の根幹である集計区分の在り方については、時代に即したものとなっているかどうかという観点から、統計品質改善会議において今後丁寧に検討することとしております。

以上、長くなりましたが、御説明は以上となります。

○**樁委員長** 御説明ありがとうございました。

ただいま御説明ありましたとおり、今月末でe-Govによる調査票の受付が終了する

というシステム上の制約があり、本年1月分の調査からe-Govによるオンライン調査を廃止するということがまずありました。また、昨年生じた誤報告対応の当座の措置として、本年4月分の調査から受注月を新たに調査事項として把握するということでした。

本件いずれも速やかな対応が必要であるとともに、今回の変更の論点というのはかなり限られているということを踏まえまして、事前に樫部会長とも御相談し、本件については部会には付託せず、本委員会で直接議論いただいて、今日結論を得たいと考えております。そのような対応でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樫委員長 特に異議ございませんね。どうもありがとうございました。それでは、本委員会で直接結論を得るということにさせていただきたいと思えます。

それでは、ただいまの統括官室並びに国土交通省の説明につきまして、御質問や意見があれば、よろしくお願ひいたします。清原先生、よろしくお願ひします。

○清原委員 ありがとうございます。清原です。

ただいま資料1-1、そして資料1-3で御説明された内容というのは、適切に国土交通省のほうでも、今回の諮問内容について内部の検討会等の経過も踏まえて御提案されているようですので、私としてはこの変更について異議はありませんし、ただいま委員長が御提案してくださいましたように、その方向で答申をまとめることを提案いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○樫委員長 どうもありがとうございました。ほか、いかがでしょうか。松村先生、よろしくお願ひします。

○松村委員 御説明ありがとうございました。

答申内容について私も特段異論等はありませんが、1つ教えていただきたいことがあります。資料1-3のところ、最後の7ページ目のところの誤りの発見のところ、過去月と同額の受注額が入力された場合等のチェック機能の整備というのがあったかと思いません。これはこれで今回の経験に基づいた改善で大変いいことだと思えます。一方、他にどういったチェック機能があるのか、教えていただければと思えます。

○樫委員長 国土交通省、よろしいでしょうか。

○鈴木国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長 御質問ありがとうございます。具体的には1年ぐらいの過去月分を考えておりますが、過去月と同額の受注高が入力されたらアラートが出るということに加え、桁違いがあるのではないかと考えており、まだ検討中ですが、過去月の最大値から逸脱した数値が記入された場合には、間違いではないですかというアラートが出るような仕組みを考えております。

○樫委員長 よろしいでしょうか。

○松村委員 ありがとうございます。そういった形で、なかなか人の目だけだとチェックが難しいところも多いと思えますので、いろいろと工夫されているというのは大変いいことかと思っております。

○樫委員長 どうもありがとうございます。エラー検出の仕組みをシステムでやっていたくのは非常に結構なことじゃないかと私も思います。

ほかいかがでしょうか。菅先生、富田先生の順番でよろしく申し上げます。

○菅委員 丁寧に研究会等で御検討なされて、緻密な議論をなさっていらっしゃることは大変感銘を受けました。その点に対してこの御提案は信頼できるものだというふうに思っています。

私も1つ教えてください。主業決定方法という話が出ておりますが、ということは経済センサスとか、こちらでは同じ事業所と言ったらいいのか、違うサイトに格付けられるケースもあり、つまり、この意味がちょっとよく分かっていなかったのは、建設業で独自に主業決定して、特に経済センサスはまた別にやっていて、それが食い違うということもあり得るといふ、そういうお話なのでしょうか。その意図がよく分からなかったので教えてください。

○椿委員長 よろしいでしょうか。

○鈴木国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長 御質問ありがとうございます。おっしゃるとおり、違うケースが出てきており、これは恐らく対象となるところが違うからだと思います。当時の結論としましては、ほぼ同じということですが、若干数値的にはずれているところがあったというような検証結果になっております。

○菅委員 恐らく何らかの形でフィードバックとかなさっており、恐らくほとんど影響ないとは思いますが、非常に大きなケースがあったら、そこはうまく調整したほうが良く、つまり、ほとんどのケースは全く影響ないような感じがしますが、非常に特異な例があったら、そこは合わせるか、何か考えたほうがいいのではないかと思います。扱いづらいですが、多分こっちとこっちは全然格付けが違うのもあるので、ほとんどはそんなに積極的にやる必要はないと思われそうですが、非常に特異な例があったとしたら、それは調整するような仕組みというか、何かあったほうがいいのではないかと思います。

○椿委員長 菅先生、この点は今後もということで、答申とはまた別の案件ですね。むしろ国土交通省だけじゃなくて、母集団管理の中で、今後全府省横断で考えないといけないことかと思いました。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

富田先生、よろしく願いいたします。

○富田委員 新年明けましておめでとうございます。今年もよろしく願いいたします。

大変丁寧な説明をいただきまして、私も答申の内容そのものについて、何ら異議はございません。よろしいと思います。

そのうえで、御説明を伺っておりまして、ちょっと興味を持ったというか、幾つか詳しい御説明をいただければと思つての質問です。

まず1点目は、資料の1-1ですか、3ページになるかと思つています。調査方法として、幾つかの窓口がある中で、今回、e-Govと連携した調査の廃止という御説明をいただきました。もともとこのルートでの調査が全体に占める割合といいますか、どの程度の返答がこのルートによって収集されていたのかということに興味を持ちました。

今回、これが排除されるということで、オンライン調査は3つの方式によって行われるということですが、この返答のルートの間の相関関係といいますか、重複がないのかどうかとか、どういうふうに補完なさっているのかなという点に興味を持ちました。

それからもう1点ですが、資料2、5ページになりますか、調査実施期間が延長をされる。これまで7月に1か月をかけて行っていた調査が3か月をかける形になるということですが、経営事項審査ですか、そちらとの重複を避け、業者へ配慮するというので、これもよろしいかと思えます。

私がこのときに考えたのは、1か月であったものを3か月に延長することの是非をどういうふうに御検討なさったのか、つまり、この期間が広がるということは、もちろん回答に関しては時間的なゆとりが生まれるわけですが、その一方で、期間が長いゆえに後回しにされたりとか、無視されたりとかも可能性としてあるわけで、もし経営事項審査との兼ね合いから調査期間の検討をしたということであれば、期間そのものは同じ1か月に定めて、むしろ7月の代わりに8月にするとか9月にするとか、そういう御検討があったのかどうかということが気になりました。

それと、御説明の中で、調査後にいろいろな形で未提出の事業者に対して督促を行うという御説明があったかと思えますが、その督促にまつわる負荷といえますか、事務局にどのぐらいの負担になるのか、御検討があったのでしょうか。教えていただければと思います。以上です。よろしく願いいたします。

○樫委員長 どうもありがとうございます。3点質問いただいたかと思えます。

e-Govの中にあつたオンラインシステムから、国土交通省独自の別途オンラインシステムを立ち上げていますが、その辺の経緯に関わること、それからもう一つは、7月から9月ということに関して、3か月ということゆとりはあるということですが、また別の問題が起きないかどうかに関して、それから、あとは督促に関する負荷についてです。もしよろしければ国土交通省のほうでお答えいただければと思います。

○鈴木国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長 御質問ありがとうございます。

まず、今回の独自のオンライン回答システムとe-Govの回答受付を廃止するという経緯ですが、国土交通省としては、なるべく、今年度から開始し、来年度から本格的に運用する独自システムに移行していきたいと思っております。その理由は、エラーチェック機能です。当省の知見を踏まえたエラーチェックを機能的に働きかけていきたいため、なるべく独自システムの方に移行していきたいということがあります。

ただ、選択肢としては他の回答受付もありますので、100%この独自システムでという訳にはいきませんが、なるべくこちらの方に促していきたいと思っております。

2つ目の御質問に対する回答としては、回答期間が3か月に延長しますが、先ほど少し御説明しましたが、前倒して督促やリマインドを行っていききたいと思っております。

また、オンライン回答を進めます。オンライン回答であれば、都道府県を經由せずに直接国土交通省に提出いただけるというような形になっております。この場合、先行的に疑義照会や集計を行っていききたいと思っております、なるべく前倒して作業ができるものと思っております。

最後の御質問に対する回答ですが、督促の方法については、我々はこの調査を行う上で国土交通省の職員に加え、委託業者に委託しているところです。この委託業者から直接督

促やりマインド、郵送などを行う予定ですので、国土交通省としては、直接的な追加負担はあまりないのではと思っております。なお、当然、委託業者も含めて国土交通省が工程を管理していかないといけないという面はあります。ただ、それは従前でも行っておりますので、さほどこれによって大きな負担が生じるということは考えておりません。

○樫委員長 どうもありがとうございました。富田先生、よろしいでしょうか。

○富田委員 ありがとうございます。

○樫委員長 ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、産業統計部会の樋会長から何か御意見等あれば、よろしく願いいたします。

○樋委員 今回の変更内容につきましては、いずれも妥当なものだと考えますが、2点お願いがございます。

1点目は、誤記入の防止について、調査票を迅速に変更していただけるということは本来にありがたいことだと思いますが、先程疑義照会の記録を整備するというお話もありました。そういったものを使って、報告者が回答しやすくなるように改善していくということが必要ではないかと考えております。

今回の変更箇所のみならず、注意書きや手引きなど関連する色々な書類を含めて、引き続き改善の努力をお願いしたいと思います。

2点目は、前回の答申には、今後の課題への対応のうちで標本設計の見直しがありますが、先般、誤報告事案では、現在の標本設計にひもづきます乗率の影響が大きかったというふうに考えています。そのため、何らかの見直しが必要ではないかというふうに考えますが、その一方で、標本設計について大幅な見直しを直ちにやってしまうと、調査結果に大きな影響を与えるという懸念もあるわけです。

いずれにしても今後、国土交通省の中の統計品質改善会議で論点整理を行うということですので、丁寧な検討をお願いしたいと思います。以上です。

○樫委員長 どうもありがとうございました。今後の課題に関わることを御指摘いただけたと思います。どうもありがとうございました。

それでは、一通り御審議いただきましたので、これから答申の取りまとめに入りたいと思います。建設工事統計調査の変更についての答申の詳細はこれから文章化したいと考えておりますが、今までの議論を踏まえますと、統計委員会の判断としてはこれから申し上げるような内容になると考えます。

まず、本調査計画の変更についてですが、これに関しては承認して差し支えないと考えます。

その理由として、まず、1つ目の調査方法としてのe-Govの削除については、これを削除することによる実査の影響は小さいと考えられることから、引き続き報告者への周知というものを丁寧にすることを前提に、おおむね適当と考えられます。

第2の施工調査の調査期間の変更につきましては、調査事務を効率化することにより、従前どおりの時期で結果公表を行いつつ、むしろ報告者の負担軽減を図るものであり、適当と考えられます。ただし、富田先生からありましたが、調査票の提出状況に留意しながら実査を進めていただく必要があるということ、これは答申の中にも盛り込みたいと考え

ます。

最後に、3つ目の報告を求める事項の変更につきましては、報告者から適切な回答を得るための当座の措置として、記入の手引きなどにおいて、先ほどありましたように十分に説明することを前提に、おおむね適当と考えられます。

ただし、この報告者がより正確に回答することが可能となるよう、記入状況あるいは報告者の意見を踏まえつつ、必要に応じて調査票などのさらなる見直しを行うことを答申の今後の課題の中で指摘したいと考えております。

以上のことから、調査計画の変更に関しては承認して差し支えないと整理したところです。

それから、前回答申における今後の課題への対応状況についてです。まず、建設業者の主業決定方法の改善という課題1あるいは課題3、行政記録情報の利活用につきましては、国土交通省におきまして平成26年度に検討会を設置して検討を行っており、前回答申からこれまでの間、行政記録情報を活用した欠測値補完等については統計委員会に報告されているなど、着実に対応が進展していると判断できることから、いずれも適当と考えております。

一方で、課題の2、標本設計の見直しについては、先ほどからも御意見ありましたけれども、国土交通省の統計品質改善会議において、標本設計や層化区分の在り方の見直しの必要について論点を整理しているということを踏まえて、引き続き、結果精度の確保の観点から標本設計の見直しの必要性を検討するというを答申の今後の課題として指摘してはどうかと考えているところです。

それから、3番目の基本計画への対応状況、これにつきましては、マニュアルの改善状況を統計委員会に報告いただいているという状況を鑑みますと、課題に適切に対応していると判断できると考えているところです。

今後の課題ですが、既に申し上げたとおり、まず、動態調査の調査書類の見直し、あるいは標本設計の見直し、この2点を指摘したいと考えているところです。

答申全体の骨子として、一通り整理いたしますと、おおむね以上のような内容に整理できるものと考えております。ただし、今、申し上げました内容を文章化したものについては、本委員会終了後、速やかに委員の皆様にお送りしたいと思っております。このような内容骨子でよろしければ、この場で採択させていただき、先ほど申し上げましたように、細かな文言につきましては私に御一任いただければと思うところです。

このような進め方でよろしいでしょうか。あるいは、今、申し上げました内容について、建設工事統計調査の変更についての本委員会の答申としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樫委員長 どうもありがとうございました。それでは、そのようにいたします。御審議どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移らせていただきます。部会の審議状況についてです。

初めに、産業統計部会での作物統計調査の変更に関する審議状況につきまして、部会長の樋先生から御報告よろしく願いいたします。

○**樞委員** 樞です。それでは、作物統計調査の変更に関する部会での審議状況について御報告をいたします。

本件につきましては、12月の統計委員会で諮問された後に、1回目の部会を12月26日に開催しております。お手元の資料2を御覧いただきたいと思いますのですが、本調査におきましては、令和5年度から段階的な調査計画の諮問が行われており、今回の諮問は第2段階というふうに言えるものです。

前回の第1段階では、水稻についての調査の効率化が行われましたが、今回の変更では、資料の左の欄にありますとおり、大きく区分すると、「1 行政記録情報等の活用による調査の効率化」ということ、それから、「2 水稻以外の作物に関する調査の変更」、「3 耕地面積調査に関する変更」の3つの変更が予定されております。

1回目の部会では、このうち「1 行政記録情報等の活用による調査の効率化」と、「2 水稻以外の作物に関する調査の変更」の一部について審議をいたしました。

それでは、順に御説明します。まず、行政記録情報等の活用による調査の効率化については、2点あります。

1つ目、①-1ですが、水稻の作付面積について、農林水産省の政策部局において定期的集約される行政記録情報等を最大限活用することにより、これまでと同様の公表を維持しつつ、これまで地方農政局等の職員及び統計調査員が行っていた実測調査による情報の収集を取りやめるというものです。

部会では、行政記録情報等を活用することで調査事務を軽減するなど、調査の効率化を図るという方向性については、おおむね賛同が得られました。ただ、これまで行われてきた実測調査による集計結果と行政記録情報等を取りまとめた結果との比較について、1回目の部会で示された一時点の比較だけではなくて、複数年のデータも比較したいということで、次回部会において、このデータを見ながら確認をするということになりました。

また、「委員等からの主な意見」に記載いたしました。行政記録情報等による把握内容が今後変化していくような場合への対応や、実測調査の集計結果との間に開きがある地域に関する重点的なデータの補完について、意見が示されております。

次に、行政記録情報等の活用に関する2点目、①-2ですが、さとうきびに関する調査についてです。こちらは地方公共団体が保有する情報が活用できる範囲において、本調査を代替し、それ以外の部分について本調査による把握を残すというもので、地方公共団体が保有する情報と本調査結果を合わせることで、従前同様の公表を維持するというものです。結果として、本調査におけるさとうきびの報告者数を減らすというものになります。

これについては特段の異議は示されませんでしたので、行政記録情報等の活用により、調査に係る報告負担及び事務負担の軽減を図りつつ、これまでと同様の公表を維持するものであることから適当と整理をいたしております。

次に、水稻以外の作物に関する調査の変更に移ります。②の部分ですが、②の変更は、要するに、水稻以外の作付面積調査について、農林業経営体も調査対象に加えるというもので、これに関して、②-1から②-3の変更がセットになっております。

水稻以外の作物については、これまでも作付面積調査とそれから収穫量調査という二本

立てで調査が行われてきておりますが、収穫量調査については関係団体と農林業経営体の両方が調査対象というふうになっている一方で、作付面積調査については関係団体のみを調査対象として行っておりました。

しかしながら、関係団体から得られる情報では不十分で、審査・集計過程において、職員などによる情報収集がかなりの規模で行われているというのが実情です。そこで、作付面積調査についても、農林業経営体を調査対象に追加することで、効率的な情報収集と事務負担の軽減を図ろうとしているのが②-1です。

これに連動して、本調査で用いる調査票の見直し・再編をするという変更が②-2です。ただ、これまでの収穫量調査においても、実は収穫量とセットで作付面積を聞いておりますので、農林業経営体を調査対象に加えるというふうについても、1つの調査票に2つの役割が併存するようになるというだけで、農林業経営体が回答する調査事項は実質的にはほとんど変わらないということです。

また、農林業経営体の標本設計について、作付面積の復元ができるように変更するというのが②-3になります。このように、これらの変更については相互に密接に関連するため、一体的な審議を行っております。これだけ大きな変更ですので、1回目の部会では、委員の皆さんからの御質問や御意見も多く、農林水産省から質問に対するお答えも全部していただけていない状態になっておりますので、引き続き審議をしていくということにしたいと考えております。

委員等からの主な意見は、1つ目にありますように、関係団体と農林業経営体の調査における重複把握を排除するために、経営体調査の母集団情報について、関係団体だけに出荷している形態を除くということですが、母集団の更新は5年に一度なので、その間における農林業経営体の出荷形態の変化にどのように対応するのかというような御質問でありますとか、3つ目にありますような、農林業経営体を作付面積調査の対象に追加することで、これまで事後的に補完していたデータ不足の問題が解消するのか、変更前後において結果に断層は生じないのかなどの御質問がありました。これらの御質問については、次回以降お答えをいただく予定です。

以上が1回目の部会の審議状況です。

次回以降の部会では②について引き続き議論しつつ、残りの審議事項についてもできるだけ審議を進めていきたいと考えております。

私からの御説明は以上です。

○樫委員長 御報告ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明につきまして、何か御質問があれば、よろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。

それでは、私の方からコメントさせていただきたいと思っております。まず、1回目の部会で議論された事項のうち、行政記録情報等の活用については、統計調査と同等の内容が得られる既存情報を用いるということで、これまで同様のデータ提供を維持しつつ、統計調査のサイズを小さくし、各種負担の軽減を図ろうとするものでした。データの有効活用という意味では望ましい対応であると思っておりますが、部会で示された意見にもありまして、行政記録情報等が将来にわたって安定的に得られるかどうか、そういう前提が大変重要で

はないかと思いました。

また、水稻以外の作物に関する作付面積調査の調査対象に農林業経営体を追加することについても審議されたということです。調査を取り巻く様々な制約の中、調査内容を実質的には変えないで、その使い方がある意味で多元化するという事で、より効率的に結果を得ようとする試みは大変興味深いものだなというふうに思ったところです。

2回目の部会におきましては、この変更を含め、水稻以外の作物に関する調査の変更について、さらに審議を進められるとのことでしたが、樫部会長をはじめ、産業統計部会に所属の委員の皆様方、部会での御審議、非常に多様なものがあるということで承知しております。引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。

それでは、次も部会の審議状況の御報告になります。デジタル部会での審議状況につきまして、部会長の清原先生から御報告よろしくお願い申し上げます。

○清原委員 ありがとうございます。デジタル部会の部会長の清原です。本年もよろしくお願いいたします。

資料3-1に示しましたように、昨年12月13日に第4回デジタル部会を2時間半にわたって開催いたしましたので、その概要について御報告をいたします。

デジタル部会が担当しておりますのは、第IV期基本計画における課題の1つとして位置付けられている統計委員会としてのデジタル化への対応について検討しております。それは同時に統計委員会の各部会の審議と密接に関連性があるため、本日、当日の資料として3-2から3-5まで付けさせていただいておりますので、適時御参照いただければと思います。

出席者、議題は1ページに記載のとおりです。

2ページ以降の概要について、ポイントを御報告いたします。前回までの部会の議論について共有した後、この日、私たちが担当します「統計調査のデジタル化」について初めて本格的に審議を開始いたしました。これまで「統計の対象としてのデジタル化」について3回審議を重ねてきたわけですが、改めて「統計調査のデジタル化」について、資料3-2に総務省統計局、政策統括官（統計制度担当）が詳しい資料をまとめてくださいました。

資料3-2の1ページにありますように、公的統計のデジタル化に関して、総務省をはじめとする各府省の取組状況やデジタル化の現状などを報告していただきました。1点目、公的統計基本計画の概要、2点目、統計に関する各府省共通システムの概要、3点目、統計研修におけるデジタル化の推進、4点目、オンライン調査の推進、そして5点目、多様な情報源の活用として、行政記録情報やビッグデータの活用の実態について報告をしていただきました。

そこで、資料3-1の2ページ以降に意見交換について記載されていますが、例えば、3ページの「オンライン調査の推進」のところを御覧ください。世帯調査のオンライン調査の回答率に関して、上昇ペースが相対的に緩やかな要因については、一因として、高齢者がインターネットを利用する率が4割程度という実情があるのではないかと。今後もデジ

タル化対応が困難な報告者にも配慮が必要であり、その上で調査全体の回答率を確保していきたいというやり取りがございました。

また、「多様な情報源の活用」については、ビッグデータのほか、シチズンサイエンスによって提供されるデータの可能性なども議論され、行政記録情報の活用については、関係省庁のデータ様式の相違が課題として認識されました。

そして、4ページ目にありますように、「デジタル人材」の必要性について改めて確認をいたしました。まとめとして、私から、「現行の基本計画の下でのデジタル技術を活用した様々な取組について共通理解が深まったこと、今後、こうした取組や各府省の努力について、デジタル部会として後押しをしていきたい」という考え方を委員の皆様と共有しました。

2点目、2024年9月の統計委員会でデジタル部会の審議状況を報告した際、「他の部会や委員会での議論について、横断的な取りまとめを」という要望がありました。全ての部会に共通の課題としてデジタル化がある中、できる限り横串を刺して議論ができるのがデジタル部会の強みですので、これからも部会での議論をその方向で深めていきたいと呼びかけさせていただきました。

次に、「統計の対象としてのデジタル化」については、資料3-3にありますように、麗澤大学経済学部教授、統計研究研修所客員教授の萩野覚先生によります「電子商取引に係る調査について」と、立教大学経済学部准教授の櫻本健先生によります資料3-4「電子商取引とデジタルSUT基礎統計について」の御報告をいただいて、意見交換をいたしました。

資料3-3を御覧ください。2ページにありますように、デジタル経済に関する統計整備の課題について、第IV期基本計画において、デジタル化等、現状では把握されていない分野に関する必要な統計データ等を迅速に把握可能とする枠組みについて検討を開始するとうたわれています。そこで、デジタル経済に関する統計整備の課題として、1、デジタル産業・生産物の統計的把握やデジタルSUTの作成、2点として電子商取引の統計的把握、3点としてデジタルトランスフォーメーションの実態把握が求められています。

そこで、OECDの「デジタルSUTガイドライン」ですとか電子商取引に関する統計把握の必要性について御説明をいただいた後、資料3-3の14ページを御覧ください。今後期待される取組として、調査実施方法について、既存の経済構造統計の枠組みを活用するなど、効率性や調査客体の負担抑制を実現すべく、中央統計機構が中心となり検討を進めると第IV期公的統計基本計画でうたわれていることを踏まえ、例えば米国センサス局の取組を参考にすると、経済構造実態調査の中で電子商取引の割合を一律調査することが理想的、ただ、そうした構造調査の調査項目の変更を柔軟に行うことは容易ではないということを確認しました。

また、英国ONSの取組を参考にすると、経済構造実態調査や産業連関表作成のための特別調査の枠組みを利用しつつ、デジタル経済サーベイを一般統計調査として付け加えるような統計整備を進めることが考えられるという御提案をいただきました。

この御提案を踏まえまして、4ページにありますように、さらに具体的に今後期待され

る取組として、「既存調査の枠組みを利用しつつも、デジタル経済サーベイを一般統計調査として付け加える」という御提案をいただいたわけです。ただ、それについては、「デジタル産業・生産物やデジタルSUT、デジタル商取引、デジタルトランスフォーメーション」という課題もありますので、この3つをカバーするというのが望ましいということも御提案いただきました。

そして、資料3-1の5ページを御覧いただきますと、様々な省庁が違う形でデータを取ることを考えたときに、情報の取り方が横串で刺せるよう、データ取得に統一性を持たせるといった横断的に情報をつなげるハブ機能をどこが担うかという議論は重要であるという御意見に対して、政策統括官(統計制度担当)より、「総務省統計局などと連携しつつ、統計委員会のアドバイスを受けながら、各省のいろいろな取組を含めて政府全体として進めていく」という御発言があり、皆様、意を強くしたところです。

次に、事務局から、資料3-5として「電子商取引の把握」について御報告がありました。その中で、国際比較調査というのが必要ではないかということで、電子商取引の把握について、この資料3-5にありますように、国際調査を実施する旨の報告がございました。それにつきまして委員の皆様から、何よりも国際的な状況に配慮しつつ、相手側に回答負担がなるべくかからないような取組をとるという御要望がありました。

以上の検討を踏まえて、私から以下のように発言をさせていただきました。「電子商取引については、デジタル経済の把握の観点から大変重要な分析指標として、国際機関や各国で統計的把握に向けた様々な取組がなされているということ、御報告を踏まえて再確認いたしました。しかしながら、デジタル経済に関する調査の実施については多くの課題や論点があるということも、他国の事例を通じ、更に確かめられました。そのため、国際的な状況を再確認することによって、我が国として適切な電子商取引の統計的把握に向けた検討を深められるように、事務局におかれては、デジタル部会での意見を反映して、外国の各機関へのヒアリングに向けた着実な準備を進めていただきたい」とお願いしました。

今年度中に電子商取引の把握について統計委員会担当室では御努力をいただけるということですので、この内容についてはデジタル部会で御報告いただくとともに、この統計委員会でも是非共有をさせていただき、対象としてのデジタル化の中で重要な柱である電子商取引についての統計委員会としての国際的な調査に基づく知見を共有し、皆様とその内容について理解を深めたいと思います。

デジタル部会の第4回についての御報告は以上です。是非デジタル部会で示されました資料などを委員の皆様もお読みいただきまして、それぞれの部会の活動にお役に立てていただきますことをお願いいたします。以上です。ありがとうございました。

○樫委員長 清原先生、御報告ありがとうございました。

それでは、ただいまの御報告につきまして、何か御質問等あれば、よろしくお願いたします。菅先生。

○菅委員 SUTの話が出ておりますので、今後のSUTの発展の方向性としてデジタルが本丸ですので、具体的に実現可能な方向性を探っておられることに大変感銘を受けておりまして、あまり理想的なことを言っても結局できないので、一方でこれが本丸であるこ

とも事実ですので、大変期待しております。すばらしい御検討をしてくださっていることに大変感銘を受けました。

○樫委員長 どうもありがとうございました。ほか、委員の先生方いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私のほうからもコメントさせていただきます。第4回デジタル部会では、まず、統計調査のデジタル化に関しまして、現行の基本計画の下でのデジタル技術を活用した様々な取組について、統計局と政策統括官室から御報告がありました。ここに対して活発な質疑や議論がなされたところと伺ったところです。

統計調査のデジタル化につきましては、オンライン調査の関係など委員会や各部会でも扱われている重要なテーマだと認識しています。引き続き、いわゆる横串を刺して横断的な議論ができるデジタル部会の強みを生かす形で議論していただければと思います。どうもありがとうございます。

それから次に、統計の対象としてのデジタル化ということで、先ほど本丸という議論もございましたが、特に電子商取引に関して有識者をお招きされて、国際機関や各国での取組状況や、あるいは課題・論点について確認いただいたということ、これは非常に重要だったと思います。

一方で、事務局が今後、海外諸国へのヒアリングを行う実態を予定しているという、これも報告されているということで、電子商取引の統計的把握については、国際的にも様々な課題や論点がある、割と難易度の高いテーマであると私自身は認識したところです。事務局が国際ヒアリングを行うということも伺ったところですので、それに基づいて部会が審議を深めていくということ、これもすばらしいことだと思っています。

清原部会長をはじめ、デジタル部会に所属の委員の先生方には部会での御審議を引き続きよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日用意いたしました議題は以上となります。本日の議事録は委員の先生方に確認をいただいた上で、統計委員会運営規則第5条の規定に基づきまして、議事録は委員会に報告するものとされているために、ホームページに公開の形に代えさせていただきます。

それでは、次回の委員会の日程につきまして、事務局から御連絡よろしくお願いたします。

○谷本総務省統計委員会担当室長 事務局です。本日も御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

次回の委員会につきましては日程調整中ですので、日時、場所につきましてはまた別途御連絡いたします。

事務局から以上です。

○樫委員長 それでは、以上をもちまして、2025年第1回、第213回の統計委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。